計画期間：令和３（2021）年度～令和 12（2030）年度（10 年間）

野洲市商工業振興基本計画

～活力が生まれ、笑顔あふれる「住んでみたいまち」の実現へ～

野　洲　市

令和３年４月

はじめに

商工業は、暮らしを支える基盤であり、地域社会の形成と発展、雇用創出など多様な社会参画を支え、市民生活の向上につながる重要な役割を果たしています。本市では、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図るため、令和２年４月に「野洲市商工業振興基本条例」を制定しました。

この基本条例に基づき、野洲市の地域特性に合わせて、商工業振興に向けた基本目標や実施施策について検討を重ね、「野洲市商工業振興基本計画」を策定しました。基本計画の中で掲げる「呼び込む力」「つなげる力」「生み出す力」、これらの３つの力をあわせて、各種施策を実行する中で、地域活力を創出するよう取り組むことを計画しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの日常生活が大きく変わり、事業者におかれましては、経済活動への影響を受ける中で、感染リスクを減らすよう配慮しながら事業を継続されています。こうした中、市民の皆様にもご協力いただき、基本目標の達成に向け、多様な主体との連携を図りながら地域の活力を創出してまいります。

基本計画を推進することで、地域経済が循環し、活力が生まれ、笑顔あふれる「住んでみたいまち」の実現につながっていくことを確信しています。

結びに、貴重なご意見等をいただいた野洲市商工業振興基本計画検討委員会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力をいただいた多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和３年（2021 年）４月

野洲市長　　栢木　進

目次

はじめに 1
序章 3

第１章　計画の策定にあたって 3
　１．計画の趣旨と背景 3
　２．計画の概要 3
　【計画の位置づけ】 3
　【計画期間】 3

第２章　商工業の現状と課題 5
　１．社会動向 5
　【国の動向】 5
　【県の動向】 5
　２．市内経済の現状 6
　（１）本市の特徴 6
　　①人口 6
　　②交通環境 7
　　③都市計画 8
　（２）商業 9
　（３）工業 11

第３章　基本目標と実施施策 13

第４章　計画の進捗管理 17
　１．目標指標 17
　２．PDCA サイクル 17

資料編 18
　◆１．人口関連 18
　◆２．交通環境・都市計画関連 20
　◆３．商業関連 21
　◆４．工業関連 23
　◆５．野洲市商工業振興基本計画検討委員会 25
　◆６．野洲市商工業振興基本条例 26

序章

今日の社会情勢においては、グローバル競争の激化や、人口減少社会の到来、消費者ニーズの多様化、さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、日本経済が大きな打撃を受け、これまでにない困難に直面しています。

また、こうしたことは、本市の地域経済にも大きく影響を与えています。

本市の商工業を振興するためには、官民一体となって、互いに社会的役割を果たし、協力することで地域の商店や企業を守り、育てることが欠かせません。にぎわいと活力を生み出すことで、市民に笑顔あふれるまちづくりにつながります。

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の趣旨と背景

野洲市においては、市内で操業する工場等は投資意欲が活発であるものの、市街化区域が狭小であることなどから、事業用地や社員の住居の確保が難しい状況にあります。また、交流・物流の利便性を向上させる道路整備においても、国道８号野洲栗東バイパスをはじめ幹線道路網のさらなる整備が待たれています。一方で、小規模企業者においては、市民の新たなニーズへ対応するための事業転換や創業支援、そして後継者不足からくる事業承継への支援が求められています。こうしたことから、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図るために、令和２年４月１日施行とする野洲市商工業振興基本条例（以下、「本条例」という。）を定めました。

本条例の中で、商工業の振興に関する基本理念のほか、事業者、経済団体、金融機関、市民及び市の役割及び責務を明確にしました。

続いて、令和２年度においては、基本目標と施策を中心に検討し、商工業振興基本計画を策定することとなりました。

２．計画の概要

【計画の位置づけ】

基本計画は、本条例の基本理念に基づき、商工業の振興の目標や施策のほか、商工業の振興に関わる事項について定めるものです。本市の総合計画に沿って策定します。

【計画期間】

本計画は、10 年を計画期間とし、社会・経済情勢の変化、計画の進捗を踏まえて５年で中間見直しを行います。

【条例・計画の体系】

野洲市商工業振興基本条例

（基本理念）
１．事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を行うことを基本に、経済団体、金融機関、市民及び市が相互に連携し、並びに協力して総合力を発揮すること。
２．地域資源を積極的に活用し、新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すこと。
３．若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与すること。

（基本指針）
（１）地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。
（２）地域の各主体が連携し、協働を図ること。
（３）地域経済の好循環を創出すること。
（４）地域の小規模企業者を中心に経営支援を行うこと。
（５）創業支援を行い、雇用を創出すること。
（６）地域ブランドの創出及び強化を図ること。

野 洲 市 商 工 業 振 興 基 本 条 例

野 洲 市 商 工 業 振 興 基 本 計 画

野洲市商工業振興基本計画

第２次野洲市総合計画及び野洲市商工業振興基本条例に基づき、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目指して取り組みます。

第２章　商工業の現状と課題

１．社会動向

【国の動向】

■ＳＤＧｓの取り組み

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（総務省ホームページより）

■新型コロナ禍の事業者支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者は打撃を受け、売上の減少に直面しています。こうした事業者への支援に向けて、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金等、資金繰り支援を充実させることにより、事業が継続できるよう取り組んでいます。また、国だけでなく、県、市においても、事業者支援に向けて補助事業を行っています。

【県の動向】

■滋賀県産業振興ビジョン 2030 の策定

滋賀県では、本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化を図るため、平成 27 年 3 月に「滋賀県産業振興ビジョン」が策定され、その後、経済・社会情勢の変化を踏まえて、持続的な発展を遂げていくため、令和 2 年 3 月に「滋賀県産業振興ビジョン 2030」が策定されました。

■滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

滋賀県の中小企業の数は、県内企業の 99.8%、従業者数も全体の 80%以上を占めています。中小企業は、地域経済の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面でも大変重要な役割を果たしており、経済社会が今後も持続的発展をしていくためには、中小企業の活性化が不可欠です。こうしたことから、平成 24 年 12 月 28 日に「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」が制定（平成 28 年に一部改正）されました。

２．市内経済の現状

（１）本市の特徴

①人口

【現状】

国勢調査に基づく本市の人口推移をみると、平成 22 年を増加のピークにほぼ横ばいにて推移しています。

人口を、老年人口（65 歳以上）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）、年少人口（15 歳未満）に区分けした推移は、生産人口は平成 17 年以降減少傾向にあり、同年に老齢人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進んでいるといえます。

本市の昼夜間人口比率は、100 以下ではありますが、経年的に増加傾向にあり、流入人口の 97%は就業者、３%が通学者となっており、駅周辺や市街化区域内は大規模な土地開発が行われたこともあり、就業地としての役割が高くなっています。

※昼夜間人口比率・・・夜間人口を 100 とした場合の昼間人口の指数のこと

【課題】

本市は、就業地としての役割が高く、昼夜間人口比率が増加傾向にあることから、就業者が市内に居住できる場所が少なく、本市の生産年齢人口の増加に反映できていないことが課題です。

【昼夜間人口比率】

区分	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
野洲市	89.5	92.1	95.3	94.4	97.4	99.2
大津市	94.4	93.2	95.3	92.3	92.1	91.1
近江八幡市	89.0	88.8	91.3	93.4	90.7	91.2
草津市	94.7	97.6	102.7	105.4	109	107.1
守山市	89.6	90.3	89.2	88.4	91.0	90.6
栗東市	110.4	112.4	108.2	106.5	100.8	98.3

（資料　国勢調査）

②交通環境

【現状】

ＪＲ琵琶湖線野洲駅は、車両基地があるが故に始発・終点となる場合が多々あり、また、新快速停車駅となっていることと、新快速電車利用の場合、大阪まで約 60 分、京都まで約 30 分の距離感から、市内外への通勤者や市外への通学者の高い利便性を有しています。

道路網に関していえば、市内に名神高速道路が南北に縦断しており、竜王ＩＣ・栗東ＩＣそれぞれに約 15 分程度と近距離であり、年間積雪回数も僅かであり、東京・名古屋・京都や大阪等への良好なアクセス環境です。

また、国道 8 号も名神高速道路と平行に市内を縦断しており、周辺地域へのアクセスを便利にするものですが、一方で交通量の多さから、慢性的な渋滞を引き起こしています。

市内のバス路線は、民間バス輸送会社２社が対応し、ＪＲ野洲駅を拠点としているものの、以前から路線バスの利用が低い状況や、昨今のドライバーの高齢化、ドライバー不足により路線・便数の減少、利用者のさらなる低下による負の循環に陥り、路線網・運行状況が充実している状況とは言えない状況です。また、市では公共交通空白地における交通手段を確保するため、コミュニティバスを運行しており、市民が活動の範囲と頻度を広げ効率的に市内を隈なく循環しています。

【課題】

利便性の高い鉄道が走り、高速道路や主要な国道等へのアクセスが容易である一方、市内の十分とは言えないバス輸送等から、交通手段の中心が車であることにより渋滞し、交通環境に課題があります。また、物流拠点、物流の通過交通も重なり、国道 8 号の一部は慢性的な渋滞状況となっており、国道 8 号野洲栗東バイパスの供用や大津湖南幹線の延伸による、交通環境の早期改善が望まれています。

さらに、市内バス交通機関が不十分なことから、ＪＲ野洲駅利用の通勤者が、駅から離れた場所に立地する企業に通勤する場合、時間を要することに加え、自動車通勤による混雑を招いています。

こうしたことから、本市は国道や幹線道路と接続する道路交通網の整備に課題があります。

（資料　国道８号野洲栗東バイパスの整備促進に関する要望書）

③都市計画

【現状】

本市の地形は、東南部の三上山を中心とする山地と、山地から琵琶湖に向かって広がる平坦地に大きく分けられ、平坦地の多くは農地として利用され、生産性を向上させるために、基盤整備された水田や畑地が多くを占めています。

また、ＪＲ琵琶湖線野洲駅を中心として、ＪＲ東海道本線、ＪＲ東海道新幹線、物流の幹線である国道８号と並行するかたちで、商業地、住宅地、工業地等の市街地が広がります。

工業地には情報通信技術関連の企業が数多く立地しており、本市の基幹産業となっている状況です。

本市は、大津湖南都市計画区域に属し、他の構成市と比較すると著しく市街化区域の面積割合が少なく、市街化調整区域の面積割合が多い状況です。

【課題】

交通環境の高い利便性から、事業用地の利用は多い一方で、本市の都市計画区域の状況に加え、未利用地が少なく、本市への進出意向事業者の需要に応えきれないことが課題といえます。

また、大阪・京都への鉄道アクセスの良さから、市内の企業に勤める従業員からは住宅取得の意向がある一方で、駅周辺を含め、利用できる住居系用地が少ないことが課題となっています。

このように、本市は、都市計画区域に占める市街化区域の割合が低く、企業や宅地開発が自由に行えないため、市街化区域面積の拡充に課題があります。

【大津湖南都市計画区域の状況　（平成 31 年 3 月 31 日現在）】

市町名	都市計画区域面積(ha)	市街化区域面積(ha)	都市計画区域に占める市街化区域の割合(%)	市街化調整区域面積(ha)
大津市	32,910	5,936	18.0	26,974
草津市	4,865	1,911	39.3	2,954
守山市	4,558	1,193	26.2	3,365
栗東市	5,269	1,406	26.7	3,864
野洲市	6,056	775	12.8	5,281
湖南市	7,040	1,425	20.2	5,615

（資料　滋賀県の都市計画 2019）

（２）商業

【現状】

本市の従業員数では、「製造業」が群を抜いて多く、市内の電子機器関連大手の事業所で働く人が多いことが伺えます。

商業では、「卸売業・小売業」「医療・福祉」の従業員が多く、地域の雇用を支えています。

一方で、地域の商店の数は、年々減少傾向にあります。特に、食料品店が減少しており、長年地域の暮らしを支えてきた小売業等の取り巻く状況は、車社会を反映した大型量販店等の進出や、インターネット環境や宅配便を利用した消費手段等の大きな変化により、さらに厳しい状況となっています。

【産業大分類別の従業者数構成比】

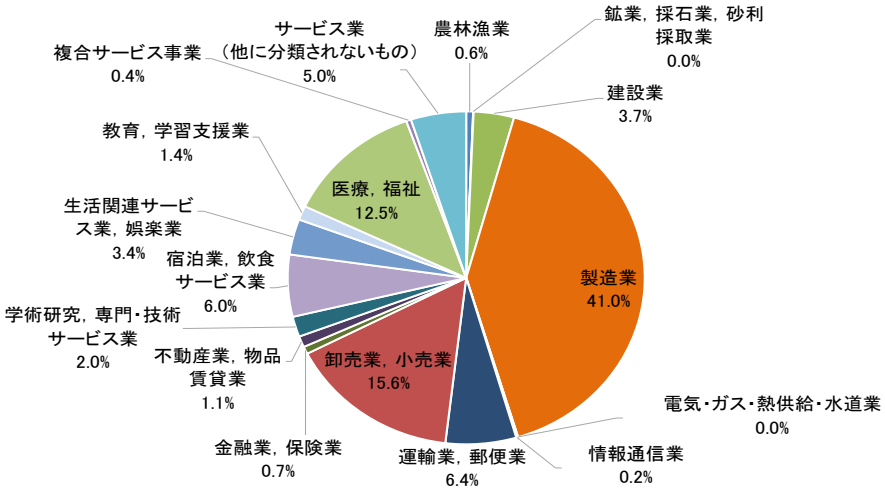

（資料　平成 28 年経済センサス-活動調査）

加えて、小売業などの小規模店舗においては、消費の低迷による売上減少、事業主の高齢化、売上減少による事業存続の危機や後継者不足等、地域の暮らしを支える店舗の減少・消滅等といった負の循環に陥っている状況にあります。

金融機関では、事業者の資金需要に応え、官民の制度を踏まえたアドバイスで、事業者の経営の向上や改善につなげているほか、創業支援や事業承継のマッチング支援の取り組みを行っています。まちづくりの中で、ＪＲ野洲駅周辺については、今後も市民生活、都市活動の拠点として、まちの賑わいを生み、市民の憩いの場、そして地

【商店数・従業者数の推移】

（資料　平成 14 年～19 年商業統計調査、平成 24 年、28 年経済センサス-活動調査、平成 26 年　商業統計調査）

区分	商店数	従業者数		年間商品販売額	
	実数（店）	実数（人）	対前回増減率（%）	実数（万円）	対前回増減率（%）
平成14年	465	3,425	6.5	7,687,778	7.1
平成16年	437	3,844	12.2	10,313,838	34.2
平成19年	388	2,737	△ 28.8	8,888,181	△ 13.8
平成24年	299	2,207	△ 19.4	4,867,500	△ 45.2
平成26年	306	2,501	13.3	7,577,400	55.7
平成28年	324	2,826	13.0	8,708,600	14.9

（注）飲食店は除く。

域の交流の場となる商業空間の形成への可能性を有しています。駅前の活性化に向けて、市と商工会は①消費者への購買機会の提供、②地域の賑わいの創出、③住民同士の交流などコミュニティの創出で「地域の核」につなげることを目指しています。また、都市計画の中で、旧中主町方面でにぎわいづくりを目指している大津湖南幹線沿道では、沿道サービス業への期待があるところです。

【課題】

小規模店舗等は、経営の安定化や後継者の確保が課題となっており、事業承継の手段に合わせた支援や、変化が激しい時代の中で、新たに事業展開を志す事業者への支援が必要とされています。

経済団体は、地域の暮らしを支える商業において、果たす役割はより大きなものとなり、創業・経営安定化・事業承継への支援について、特に小規模企業者へのきめ細かな支援が必要です。一方で、事業者は、経済団体に積極的に加入し、自らの事業活動に活用し、経済団体とともに成長発展していくことが重要です。

また、地域の商店が減少する中で、市民が便利な暮らしを続けるためには、大型小売店舗だけでなく、身近な地元商店を積極的に利用し、地域の事業者を助けることが欠かせません。そのためには、事業者は、事業活動を行うだけでなく、市民とともに地域社会で様々な役割を発揮し、魅力を伝えることが有効です。

持続的な経営のためには、多発する自然災害や、新型コロナ禍でも事業を続けられるよう、緊急時の対応方法等、予め「事業継続計画（ＢＣＰ）※」を策定することの重要性を小規模な商業者へ普及させ、また計画策定を支援することが課題です。

【卸売・小売業（業種別）の推移】

（資料　平成 14 年～19 年商業統計調査、平成 24 年、28 年経済センサス-活動調査、平成 26 年　商業統計調査）

産業別	商　店　数（店）					
	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
総　　数	**465**	**437**	**388**	**299**	**306**	**324**
卸　売　業　計	**68**	**69**	**56**	**54**	**61**	**59**
小　売　業　計	**397**	**368**	**332**	**245**	**245**	**265**
各　種　商　品	4	4	2	1	1	2
織物・衣服・身の回品	37	33	31	20	30	30
飲　食　料　品	135	128	118	71	70	77
機械器具小売業	37	38	31	45	36	44
その他の小売業	49	42	38	99	97	101
無店舗小売業	-	-	-	9	11	11
そ　の　他	135	123	112	-	-	-

※事業継続計画（BCP）…災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための手段などを取り決めておく計画。

（３）工業

【現状】

平成 29 年度市内総生産（実数）の内、第二次産業が占める割合は 49.7%であり、本市は、ものづくりに関係する産業の比率が高い滋賀県の特徴を色濃く反映しています。特に、従業員 100 名以上の事業所が国道 8 号沿いや、その近隣に立地しており、本市のものづくりの中心地となっています。これは、国道 1 号、8 号、名神高速道路の合流ポイントである栗東市近隣にトラック物流拠点が多く、そこからのアクセスが容易であるという物流面のメリットと、平成 17 年から工業振興の助成制度を導入したことにより、積極的に企業誘致を行ってきたことによるものです。

また、工業統計調査によると、平成 30 年実績では 28 年と比較して、市内製造品出荷額が 13.9%上昇しています。特に、近年では世界的に半導体需要が拡大しており、市内製造品出荷額の内 42.9%以上を電子・デバイス分野が占めています。高度先端技術を有する多くの企業が立地している当市の状況と、生産性向上の必要性を鑑みて、平成 30 年 12 月に工場立地法における緑地面積率の見直しを行い、市の準則条例を定めました。これにより企業にとって、周辺の緑地環境に配慮しながらも工場の立地・増築などが進めやすい状況になりました。

さらに、国道 8 号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線の整備が進むことで、市民・企業双方にとってさらなる交通・流通の利便性が高まることが期待されています。

一方、令和 2 年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、建設業では資材確保が困難で工事が中断・延期となり、製造業においてもサプライチェーンの脆弱性から生産縮小に追い込まれ、両業種共に将来に向けた設備投資よりも当面の運転資金の確保が必要となる企業が急増しました。このことから、保証協会融資による借入が増加しており、滋賀県信用保証協会によると、本市事業者の保証債務残高は、令和 2 年 10 月時点で 15,185 百万円（前年比 183.4%）となり、多くの事業者の財務状況が悪化しています。

【課題】

IoT※や AI 活用等、目まぐるしく変化する経済環境下において第二次産業の発展には事業転換や設備投資が必要不可欠となっています。コロナ禍の中、借入手段の大多数を占めている滋賀県信用保証協会融資と日本政策金融機関融資は、最長 10 年間の借入の内、当初 3 年間は実質無利子で借入可能であるものの、根本的な解決とはなっておらず、継続的な支援が求められています。こうした状況下において、本市は商工会や市内金融機関と連携しながら、事業者の事業継続支援を行い、自立を促しながらさらなる成長に繋がるように段階的な支援を行う必要があります。

また、市内事業者への支援と共に、市外から事業者を呼び込む力を強化することも必要です。国道 8 号野洲栗東バイパスの沿線は前述の通り、交通・流通のメリットか

らさらなる開発が期待されますが、現時点では、農地転用の規制や都市計画における区域区分の規制から、新たな事業所の立地が難しく、また宅地についても十分に確保できていない状態です。バイパス整備により市内商工業の振興を図るためには、市民の意向に沿った上で、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図り、地権者の提案等により開発を進めることが求められます。

以上のことから、‘ウチ’と‘ソト’両方を対象に工業振興のための事業支援策を実施し、事業者と共に成長できるようなまちづくりが期待されます。

【産業(中分類)別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等・付加価値額】

区分＼年（実績）	平成28年実績				平成29年実績				平成30年実績			
	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額
	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)
総数	102	10,500	32,683,118	10,178,448	108	10,612	38,795,173	9,216,840	104	11,061	37,250,317	13,864,120
食料品	9	934	2,126,076	645,459	11	1,033	2,525,171	693,777	11	964	2,497,330	706,503
飲料・飼料	1	5	X	X	1	4	X	X	1	5	X	X
繊維工業	8	321	560,233	177,350	8	319	587,315	176,012	6	300	541,420	163,284
木材・木製品	1	5	X	X	3	34	107,754	43,103	2	30	X	X
家具・装備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パルプ・紙	6	119	156,214	82,927	6	105	156,718	69,014	6	112	164,846	71,036
印刷	2	15	X	X	1	11	X	X	1	12	X	X
化学工業	7	663	2,619,990	1,064,164	7	718	2,783,196	1,200,647	7	837	3,212,081	1,572,308
石油・石炭	1	7	X	X	1	7	X	X	1	8	X	X
プラスチック	8	284	902,834	354,818	8	274	910,218	380,016	8	279	904,045	376,696
ゴム製品	1	98	X	X	1	99	X	X	1	103	X	X
皮革	1	17	X	X	1	29	X	X	1	26	X	X
窯業・土石	3	206	767,644	326,695	2	189	X	X	2	185	X	X
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	X	X
非鉄金属	3	27	44,927	5,919	3	30	42,498	4,764	2	13	X	X
金属製品	9	372	1,742,462	602,997	10	402	1,807,957	682,556	9	428	2,067,981	798,032
はん用機械	4	216	652,897	192,382	4	232	775,827	185,084	4	224	740,848	218,222
生産用機械	16	1,266	4,477,641	2,174,531	16	1,162	5,545,260	1,791,696	17	1,202	5,390,028	2,003,701
業務用機械	4	140	255,995	131,535	5	162	346,732	162,499	4	162	289,671	146,853
電子・デバイス	8	5,638	17,748,541	4,188,755	10	5,608	21,680,634	3,165,413	8	4,423	16,006,458	4,041,098
電気機械	1	9	X	X	2	68	X	X	3	1,540	3,893,453	3,083,725
情報通信機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送機械	6	127	184,928	57,622	5	98	166,846	59,588	6	176	285,246	166,455
その他	3	31	39281	26,131	3	28	43,770	30,966	3	28	33,044	23,228

（注）従業者４人以上の事業所
付加価値額の数値は、29人以下の事業所については粗付加価値額

（資料　平成 29 年～31 年工業統計調査）

※IoT…あらゆるものがインターネットを通じてつながること。コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、相互に通信し自動制御や遠隔計測等を行うこと。

３つの力をあわせて
活力の創出！

第３章　基本目標と実施施策

呼び込む力

基本目標１　企業立地・事業者支援の推進

本市は、市街化区域が少なく、企業立地、宅地用地の不足が指摘されています。しかし一方で、市内商工業の永続的な発展のためには、企業立地の推進と同時に、事業者支援の可能性をも広げなくてはなりません。そのためには、設備投資の需要、経営の安定化、事業承継への対応などのニーズにこたえる必要があります。これにより、地域の小規模企業者を支援し、新たなビジネスの創業を促して、商工業を通じた幅広い世代の活躍が期待できます。

企業活動を支える環境の整備	実施主体
①企業立地の支援	市 経済団体 （商工会・工業会） 事業者
・都市計画区域を見直すことにより、広く効果的な企業立地の支援につなげる。	
②企業活動を活性化させる環境整備	
・道路、緑地、公共施設等を適正に管理し、整備計画を実行する。 ・事業継続計画（BCP）策定の重要性を周知し、策定支援を行う。 ・公共交通の利便性を向上させることにより、通勤課題を解消し、物流環境を向上する。 ・本市に転入することを望む市民のための生活・住環境を整備する。 ・子育て・教育環境の充実を図る。	
企業の設備投資等継続的発展への意欲の創出	
③設備投資の促進	経済団体 （商工会・工業会） 事業者 金融機関 （ＪＡ含） 市
・生産性向上特別措置法※に基づく認定を受けた中小企業の設備投資に対して、固定資産税の特例を適用する。 ・工場立地法上の緑地面積率の緩和を維持し、工場立地や設備投資の促進につなげる。	

④小規模企業者への経営支援	実施主体
・企業規模や状況、ニーズに応じた経営支援を実施する。 ・優先的な域内調達を通し、官民ともに積極的に地域の事業者を利用する。 ・創業塾の開催、広報周知による創業支援を行う。 ・人材育成・技術向上に努め、技術開発機会等の研修・イベントの企画と実施をする。 ・後継者育成や事業承継課題を学ぶ場づくり、関係者交流会の共同開催をする。	経済団体（商工会・工業会） 事業者 金融機関（ＪＡ含） 市

事業継続のための人材の確保

⑤雇用の創出	
・幅広い世代の就労支援・人材育成の強化を行う。 ・現場視察等、企業間交流会の開催、インターンシップの推進を行う。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進、AI、DX※の導入など、働き方改革を進める。 ・福利厚生の充実を図る。	事業者 経済団体（商工会・工業会） 市

重点施策

・都市計画区域区分の変更については、定期見直しを基本に、市街化区域の拡大を進めます。また、随時編入が可能となるよう、条件の見直しを県に要望します。
・駅前周辺に、にぎわいと活力を生む施策を進めます。
・創業塾を受講し、新しく事業を始める人への支援を拡充します。
・事業承継への支援を経済団体や金融機関と協力して進めます。
・生産性向上特別措置法等による支援について、周知に努めます。

※生産性向上特別措置法…中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることを目的とする法律。この法律に基づく認定を受けた中小企業の設備投資を支援している。（地方税法における固定資産税の特例等）ただし、適用期限は令和５年３月末まで。

※DX…従来のやり方にとらわれず、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデル、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、時代の変化や競争に備えること。

つなげる力

基本目標２　地域主体の連携と地元経済の好循環の創出

市内の中心地域と周辺地域では、生活の利便性という点で大きな差が生じています。このような地域課題に対応し、市内のどの地域にあっても市民生活や地域経済が循環することが期待されています。野洲市の特徴である、水と緑、田園が個々の持ち味を生かしながらもバランスを保ちながら市民生活が維持・発展していく中で、にぎわいづくりにつなげていくことが求められます。

流通システムの構築と地域経営	実施主体
①地域の連携と伴走支援	市 経済団体 （商工会・工業会） 事業者 金融機関 （JA 含） 大学 市民
・中小企業の多様な経営課題に対応するため、関係機関による一体的な支援の促進を行う。 ・経済団体の活動活性化につながる支援を行う。 ・地域商品の流通促進に向けた支援を行う。 ・大学と市と企業の連携を図る。	
②地域課題の解決	
・コミュニティビジネス※の創出と推進及び事業者への支援を行う。 ・コミュニティレベルでの地域運営・経営と事業化の取り組みの活動支援を行う。 ・地域連携による総合的な魅力の創出事業への支援を行う。 ・地産地消を推進し、販売場所の拡大に取り組む。 ・市民が地元のお店を積極的に利用し、地域ぐるみで支え合う。	
③販路の維持と新たな市場開拓	
・サプライチェーンの改善・強化支援を行う。 ・市内消費の拡大に取り組み、広域での市場開拓を行う。 ・消費需要拡大に結びつく企画支援を行う。 ・事業分野をリードするプロに学ぶ人的交流の拡大を図る。	

重点施策

・地域課題に取り組み、経済活力の創出を目指す事業者への支援を行います。

※コミュニティビジネス…地域社会のニーズを掘り起こし、生活に関わるきめ細かいサービスを提供する等、地域コミュニティの問題解決や生活の質の向上を目指す住民主体の事業活動のこと。

生み出す力

基本目標３　地域ブランド育成・創出と強化

野洲市には、豊かな自然や歴史があり、魅力ある地域資源があります。これらを活かし、商工業者・農林漁業者・関係団体等が連携し、特産品をはじめとした地域ブランドの育成・創出により、市の魅力発信を推進していくことが期待されています。また、市民との協働や観光振興などの取り組みを通じて、地域資源を再発見し、その価値を高め、地域経済の活性化を図ることが期待されています。

地域の誇りと新ふるさと創生	実施主体
①地域資源の発掘と活用	事業者 経済団体 市 金融機関 （JA 含）
・異業種間の連携を促進する。 ・新商品開発の推進、新市場の開拓を図る。 ・地域資源調査と意見交換会の開催を行う。 ・地域商品の PR 用アンテナショップ※を推進する。	
②新分野・新事業の支援	
・IoT 等活用による新ビジネス創出、情報化社会への対応を図る。 ・健康増進を図る施設を活用する。 ・市内だけでなく周辺市との連携を図る。	
③野洲の魅力発信	
・野洲市の産業、自然、歴史の情報発信等による振興や、地域の生活文化に学ぶ着地型観光※の推進を図る。 ・商工業を推進する場の創出を行う。	

重点施策

・地域ブランドの育成・創出を支援し、返礼品を設定したふるさと納税制度を活用して、その魅力について情報発信を推進します。

※アンテナショップ…企業や地方自治体などが自社あるいは地元の製品を広く紹介したり、消費者の反応を探ったりする目的で開設する店舗のこと。

※着地型観光…地元ならではのプログラムを企画し、観光客を現地で受け入れる観光の形態。

第４章　計画の進捗管理

１．目標指標

進捗評価するための、指標を設定します。

指標	現状値	目標値 （令和７年（2025 年））
（商業） 年間商品販売額	87,086 百万円	99,000 百万円
	（参考）平成 28 年経済センサス-活動調査	
（工業） 付加価値額	92,168 百万円	104,256 百万円
	（参考）平成 29 年工業統計調査	
創業塾受講 （修了・創業）件数	受講者 7 名、修了者 3 名、 創業者 1 名	受講者 20 名、修了者 20 名、 創業者2名
	（参考）創業支援等事業計画	
需要動向調査	15 社	20 社
	（参考）経営発達支援計画	
経営分析件数	31 社	30 社
	（参考）経営発達支援計画	
展示・商談会出展 事業者数	4 社	4 社
	（参考）経営発達支援計画	
イベント等活用販路 開拓支援事業数	7社	8社
	（参考）経営発達支援計画	

２．PDCA サイクル

目標の達成状況、施策の実施状況について、定期的に評価し、必要に応じて改定するなどの、進捗管理を行います。将来像に向けた計画（Plan）を立て、計画に基づいた事業を実施（Do）し、その達成度、効果を評価(Check)し、評価結果から計画を見直し改善を実施する(Action)という PDCA サイクルを繰り返すことで、計画を推進します。

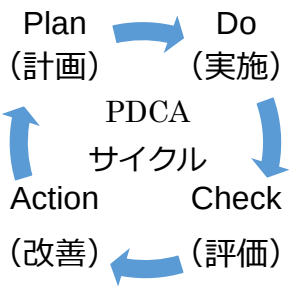

◆１．人口関連

【国勢調査人口及び世帯数】

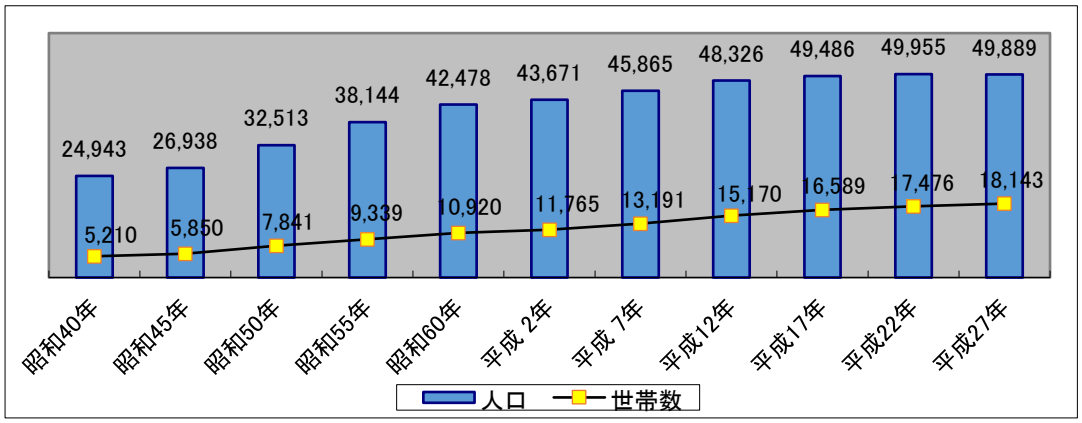

（資料　国勢調査）

【年齢区分別人口】

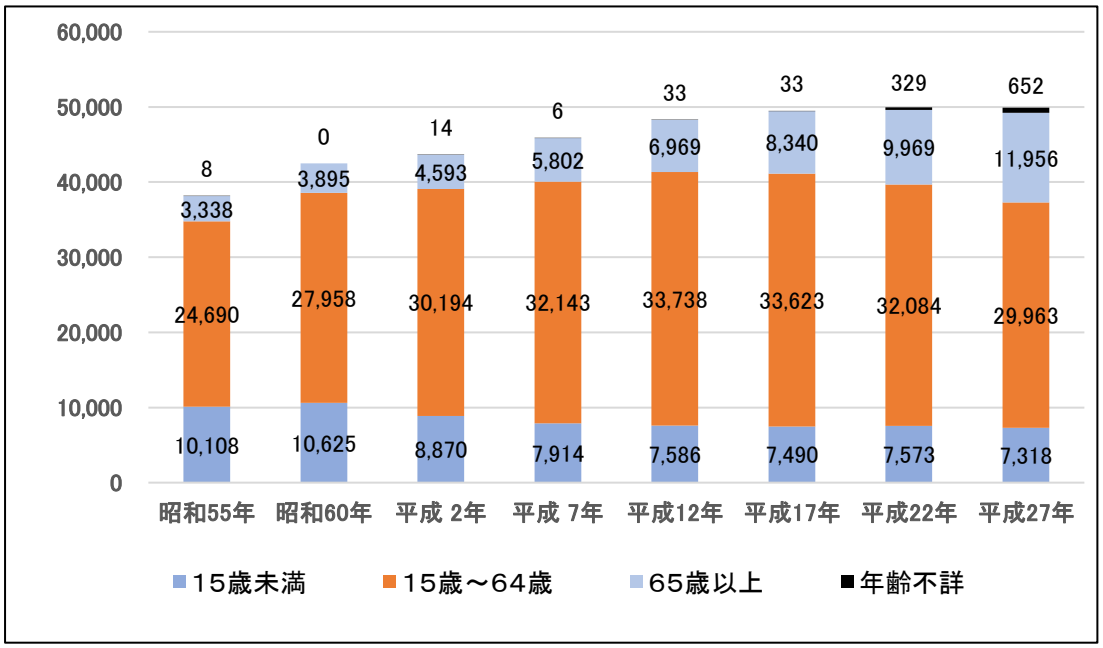

（資料　国勢調査）

【産業（大分類）別人口】

平成 27 年の従業者は、第３次産業（14,314 人）、第２次産業（8,554 人）、第１次産業（861 人）の順に多い。

区分	平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	**25,380**	**15,144**	**10,236**	**24,790**	**14,495**	**10,295**	**24,350**	**13,904**	**10,446**
第１次産業	**1,235**	**712**	**523**	**914**	**559**	**355**	**861**	**545**	**316**
農業	1,222	705	517	902	552	350	848	536	312
林業	-	-	-	5	3	2	4	3	1
漁業	13	7	6	7	4	3	9	6	3
第２次産業	**9,224**	**6,935**	**2,289**	**8,761**	**6,588**	**2,173**	**8,554**	**6,388**	**2,166**
鉱業	3	3	-	8	6	2	2	1	1
建設業	1,667	1,354	313	1,418	1,148	270	1,345	1,063	282
製造業	7,554	5,578	1,976	7,335	5,434	1,901	7,207	5,324	1,883
第３次産業	**14,583**	**7,283**	**7,300**	**13,883**	**6,685**	**7,198**	**14,314**	**6,650**	**7,664**
電気・ガス・熱供給・水道業	122	108	14	93	81	12	86	70	16
情報通信業	1,626	1,153	473	327	242	85	353	274	79
運輸業・郵便業				1,285	876	409	1,253	843	410
卸売・小売業	3,674	1,775	1,899	3,468	1,689	1,779	3,310	1,561	1,749
金融業，保険業	532	231	301	483	204	279	469	201	268
不動産業	211	127	84	276	177	99	323	203	120
学術研究，技術サービス業	-	-	-	684	460	224	624	409	215
宿泊業，飲食サービス業	903	331	572	1,030	347	683	1,084	379	705
生活関連サービス業,娯楽業	-	-	-	676	254	422	699	259	440
教育,学習支援業	1,095	444	651	1,062	418	644	1,091	411	680
医療,福祉	1,923	416	1,507	2,292	483	1,809	2,713	549	2,164
複合サービス事業	273	163	110	140	76	64	208	126	82
サービス業(他に分類されないもの)	3,465	1,960	1,505	1,291	797	494	1,304	785	519
公務	759	575	184	776	581	195	797	580	217
分類不能	**338**	**214**	**124**	**1,232**	**663**	**569**	**621**	**321**	**300**

(注)各年10月1日現在

（資料　国勢調査（単位：人））

◆２．交通環境・都市計画関連

【商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域の状況（面積 ha）】

区分	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
大津市	478.2	296.4	287.1	2.5
草津市	92.5	283.8	226.2	93.1
守山市	203.8	22.8	157.6	54.4
栗東市	31.9	143.4	227.8	26.0
野洲市	15.9	44.1	194.1	54.5
湖南市	12.6	107.7	236.7	284.9

（資料　滋賀県の都市計画 2019）

◆３．商業関連

【産業別事業所数・従業者数】

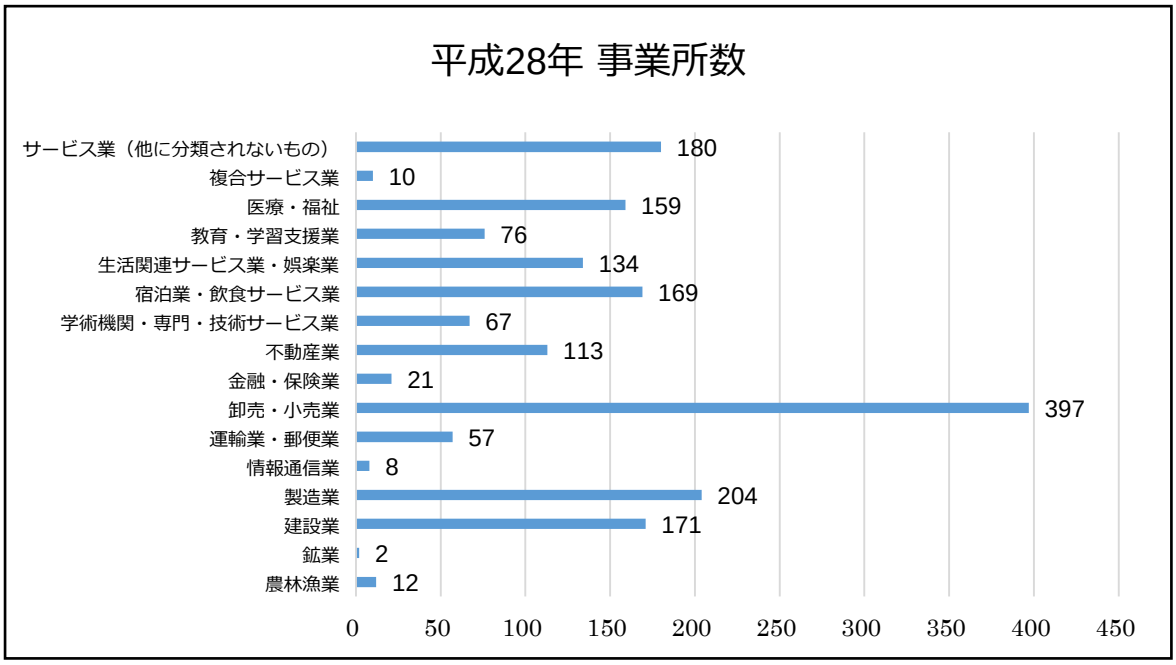

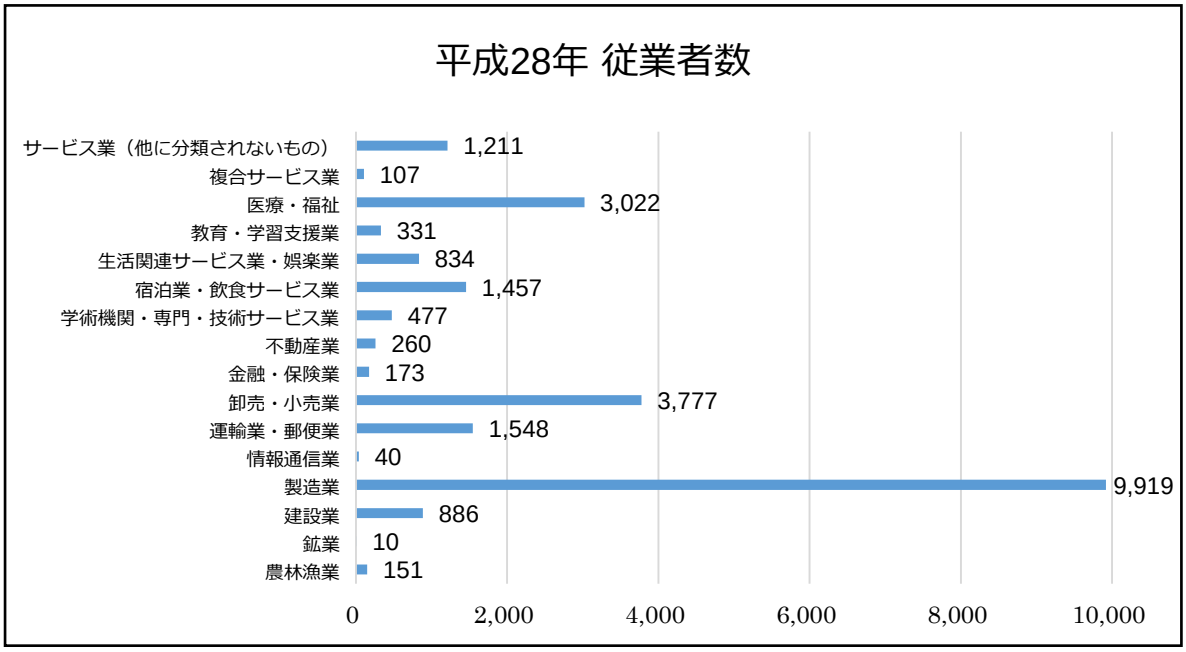

（資料　野洲市統計書（令和元年版）、平成 28 年経済センサスを基に作成）

・事業所数は、「卸売・小売業（397）」、「製造業（204）」、「サービス業（180）」の順に多い。

・従業者数は、「製造業（9,919 人）」、「卸売・小売業（3,777 人）」、「医療・福祉（3,022 人）」の順に多い。

【産業別事業所数・従業者数】

（資料　平成 21 年、26 年経済センサス－基礎調査
平成 24 年、28 年経済センサス－活動調査（単位：事業所・人））

区　　分	平成２１年		平成２４年		平成２６年		平成２８年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総　　数	**1,929**	**25,480**	**1,828**	**22,996**	**1,943**	**25,751**	**1,780**	**24,203**
農林漁業	**9**	**103**	**9**	**138**	**12**	**151**	**12**	**151**
非農林漁業	**1,920**	**25,377**	**1,819**	**22,858**	**1,931**	**25,600**	**1,768**	**24,052**
鉱業	1	8	1	8	2	12	2	10
建設業	213	1,056	191	1,037	177	957	171	886
製造業	213	8,886	206	9,159	209	9,811	204	9,919
電気等・熱供給業	4	49	-	-	2	73	-	-
情報通信業	10	46	6	25	12	47	8	40
運輸業・郵便業	61	1,472	61	1,553	57	1,429	57	1,548
卸売・小売業	426	3,872	404	3,340	434	3,803	397	3,777
金融・保険業	20	183	30	257	22	182	21	173
不動産業	149	389	140	397	139	318	113	260
学術研究・専門・技術ｻｰﾋﾞｽ業	81	477	79	446	82	489	67	477
宿泊業・飲食ｻｰﾋﾞｽ業	166	1,486	176	1,419	180	1,471	169	1,457
生活関連ｻｰﾋﾞｽ業・娯楽業	136	807	133	839	138	901	134	834
教育・学習支援業	91	1,101	68	388	101	1,353	76	331
医療・福祉	125	2,991	128	2,770	157	3,141	159	3,022
複合サービス業	12	122	4	49	10	95	10	107
ｻｰﾋﾞｽ業（他に分類されないもの）	200	2034	192	1,171	194	1,148	180	1,211
公務	12	398	-	-	15	370	-	-

(注) 「電気等・熱供給業」とは、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。
平成24年、平成28年の事業所・従業者総数は民営のみ。

【産業大分類別の事業所数構成比】

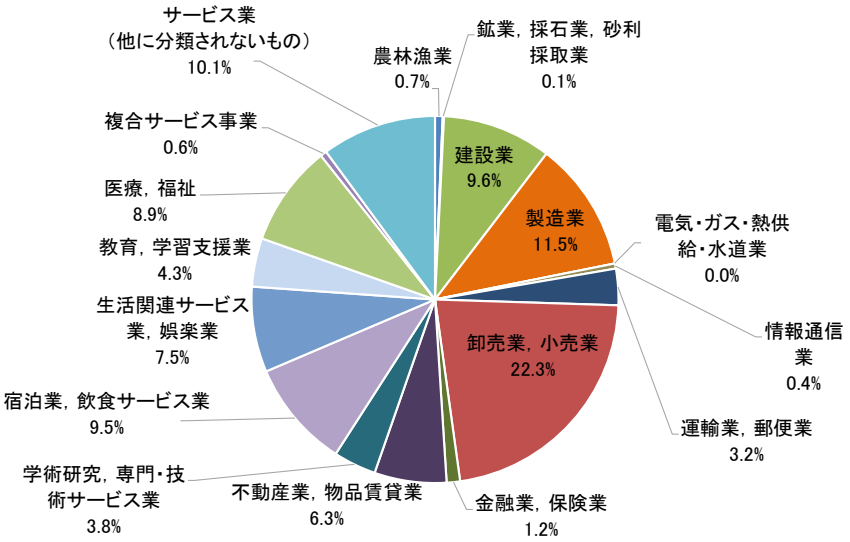

（資料　平成 28 年経済センサス－活動調査）

◆４．工業関連

【経済活動別市内総生産（実数）】

（資料　滋賀県市町民経済計算（令和２年３月23日公表））

（単位：百万円）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
１．　農林水産業	1,804	1,594	1,625	1,445	1,371	1,506	1,753	1,529	1,266	1,496	1,710	1,749
(1) 農業	1,747	1,536	1,568	1,396	1,318	1,460	1,705	1,488	1,223	1,448	1,665	1,706
(2) 林業	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
(3) 水産業	53	54	53	46	50	43	45	38	40	45	42	39
２．　鉱業	0	33	61	77	96	117	124	161	202	194	176	186
３．　製造業	134,023	121,008	127,021	122,421	140,551	43,926	67,492	78,518	79,439	59,023	102,767	91,875
４．　電気・ガス・水道・廃棄物処理業	5,045	5,077	5,145	5,347	5,070	4,726	4,591	4,232	3,669	3,745	3,490	4,141
５．　建設業	19,347	10,779	16,969	8,271	7,056	8,458	8,734	8,068	8,765	12,162	6,871	8,723
６．　卸売・小売業	14,579	14,770	13,720	13,603	13,097	13,388	13,723	13,486	13,126	13,622	13,545	13,414
７．　運輸・郵便業	12,891	12,404	11,261	9,795	9,914	8,810	9,282	8,384	8,924	9,354	9,929	10,088
８．　宿泊・飲食サービス業	3,356	3,428	3,389	3,460	3,177	3,115	3,028	3,220	3,381	3,298	3,633	3,667
９．　情報通信業	437	711	1,007	1,301	1,312	1,340	1,366	1,400	1,416	1,409	1,379	1,332
１０．金融・保険業	3,620	3,421	2,539	2,317	2,324	2,286	2,362	2,427	2,460	2,524	2,434	2,358
１１．不動産業	18,539	19,078	19,944	20,371	20,742	21,344	21,155	21,331	21,329	21,495	21,610	21,619
１２．専門・科学技術、業務支援サービス業	21,600	18,828	15,732	11,166	9,813	9,000	8,127	7,680	6,922	7,175	7,528	7,587
１３．公務	4,554	4,617	4,662	4,450	4,429	4,453	4,233	4,245	4,301	4,401	4,335	4,388
１４．教育	3,581	3,938	3,969	3,840	3,921	3,862	3,963	4,061	4,406	4,274	4,086	3,926
１５．保健衛生・社会事業	13,210	14,264	14,909	15,096	15,513	15,366	15,536	15,432	15,193	15,665	16,215	16,432
１６．その他のサービス	9,787	9,770	10,064	9,842	9,308	9,390	9,501	9,683	10,030	10,071	9,807	9,994
１７．小計（１～16の計）	266,371	243,721	252,016	232,802	247,695	151,085	174,968	183,858	184,828	169,908	209,513	201,480
１８．輸入品に課される税・関税	2,733	2,617	2,882	2,080	2,405	1,715	2,027	2,344	3,148	2,816	3,017	3,185
１９．(控除)総資本形成に係る消費税	2,121	1,987	1,906	1,562	1,450	1,063	1,329	1,167	1,439	1,548	1,995	2,017
２０．経済活動別市町内総生産額（17＋18-19）	266,983	244,352	252,992	233,319	248,650	151,737	175,666	185,035	186,538	171,176	210,536	202,648
(参考)　第一次産業	1,804	1,594	1,625	1,445	1,371	1,506	1,753	1,529	1,266	1,496	1,710	1,749
第二次産業	153,369	131,820	144,051	130,769	147,703	52,501	76,349	86,748	88,406	71,380	109,814	100,784
第三次産業	111,198	110,307	106,341	100,588	98,621	97,078	96,866	95,581	95,157	97,032	97,989	98,946
(参考)　一人当たり総生産	5,365	4,897	5,047	4,649	4,977	3,025	3,503	3,688	3,724	3,431	4,208	4,035

(注)　第一次産業　　農林水産業
第二次産業　　鉱業、製造業、建設業
第三次産業　　電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業　～　その他のサービス業
各産業とも輸入品に課される税･関税等を含みません

49.73352809

【市町別保証状況（令和２年10月）】

（資料　令和２年11月 MONTHLY DATA
（滋賀県信用保証協会 HP））

（単位：百万円・%）

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	
大　津　市	219	3,186	2,969	52,518	600.8	6,344	81,121	190.5	19.4	26	230	124.6	0.28
彦　根　市	118	1,598	1,406	24,318	654.1	3,090	36,397	180.0	8.7	1	39	24.0	0.11
長　浜　市	164	1,798	1,554	24,864	537.4	3,824	41,816	167.5	10.0	23	170	201.8	0.41
近江八幡市	89	1,111	1,090	18,751	737.3	2,133	26,521	199.2	6.3	16	150	115.2	0.56
草　津　市	120	1,917	1,316	26,459	647.7	2,725	37,897	209.2	9.0	10	101	503.8	0.27
守　山　市	74	848	856	14,696	622.2	1,840	22,374	200.4	5.3	0	0	—	—
栗　東　市	78	1,394	887	17,142	680.4	1,739	24,241	202.7	5.8	3	9	75.4	0.04
甲　賀　市	82	1,003	1,037	18,446	591.8	2,399	27,924	192.9	6.7	9	83	150.9	0.30
野　洲　市	50	802	520	9,980	498.8	1,173	15,185	183.4	3.6	2	9	43.4	0.06
湖　南　市	41	610	586	10,538	430.8	1,309	17,429	171.2	4.2	1	7	—	0.04

【工業の推移】

（資料　平成 25、26、29、30、31 年工業統計調査
平成 28 年、経済センサス－活動調査）

区分 年（実績）	事業所数 (件)	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)	原材料使用総額 (万円)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
平　成　25　年	110	9,072	5,254,781	18,030,035	27,507,259	7,285,734
平　成　26　年	108	9,204	5,482,184	19,382,795	28,538,129	7,549,650
平　成　27　年	135	11,230	6,528,510	23,236,357	29,451,223	6,355,619
平　成　28　年	102	10,500	5,375,713	21,106,111	32,683,118	10,178,448
平　成　29　年	108	10,612	5,951,551	28,494,362	38,795,173	9,216,840
平　成　30　年	104	11,061	6,030,702	22,092,285	37,250,317	13,864,120

（注）付加価値額の数値は、従業者数29人以下の事業所については粗付加価値額
平成25、26年工業統計調査は12月31日現在
平成28年経済センサス-活動調査、平成29～31年工業統計調査は6月1日現在

【工業用地の推移】

（資料　平成 25、26、29、30、31 年工業統計調査
平成 28 年、経済センサス－活動調査）

区分 年（実績）	事業所数 （件）	工業用地（㎡）		
		敷地面積	建築面積	延建築面積
平　成　25　年	40	1,371,543	565,474	821,289
平　成　26　年	38	1,383,371	561,107	811,153
平　成　27　年	47	1,444,505	…	…
平　成　28　年	42	1,497,333	…	…
平　成　29　年	44	1,459,007	…	…
平　成　30　年	45	1,448,383	…	…

◆５．野洲市商工業振興基本計画検討委員会

【検討委員会委員名簿】　（順不同 敬称略）

氏名	所属・役職	備考
◎ 金井　萬造	立命館大学経済学部　客員教授	学識経験者
田中　勝也	滋賀大学経済学部　教授	学識経験者
○ 松沢　松治	野洲市商工会長	経済団体の代表
多田　裕	野洲工業会／株式会社　村田製作所　野洲事業所所長	経済団体の代表
村川　強	野洲市金融協議会　会長／滋賀中央信用金庫野洲支店長	金融機関の代表
梅景　俊之	野洲市商工会会員／有限会社　御菓子司　梅元老舗　代表取締役	事業者の代表
北村　尚介	野洲市商工会会員／有限会社　アメニティ北村　代表取締役	事業者の代表
橘　円	野洲市 PTA 連絡協議会顧問	市民の代表
水島　左知子	野洲生活学校・代表	市民活動団体の代表
武内　了惠	野洲市 環境経済部長	市の職員

（◎：委員長、○副委員長）

【検討委員会開催経過】

	日　程	概　要
第１回	令和２年７月14日（火）	・委員委嘱、委員長及び副委員長の選任 ・野洲市商工業振興基本条例（令和2年4月1日施行）の経過説明 ・野洲市商工業振興基本計画（案）の骨子の検討について
第２回	令和２年10月８日（木）	・野洲市商工業振興基本計画（案）の具体策の検討について
第３回	令和２年11月19日（木）	・野洲市商工業振興基本計画（案）の確定について

◆６．野洲市商工業振興基本条例

令和２年３月25日
条例第３号

（目的）

第１条　この条例は、市の商工業の振興に関する基本理念を定め、商工業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、商工業の振興を推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　事業者　市内において事業を営む個人又は法人をいう。

(2)　経済団体　商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立され、市内における商工業の振興及び経済の活性化に取り組む団体その他類する団体をいう。

(3)　金融機関　市内に本店若しくは支店を置く銀行、信用金庫及び農業協同組合又は市内の事業者が金融取引を行う機関をいう。

(4)　市民　市内に在住し、在勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第３条　商工業の振興の基本理念は、次のとおりとする。

(1)　事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を行うことを基本に、経済団体、金融機関、市民及び市が相互に連携し、並びに協力して総合力を発揮すること。

(2)　地域資源を積極的に活用し、新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すこと。

(3)　若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与すること。

（基本指針）

第４条　商工業の振興は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1)　地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。

(2)　地域の各主体が連携し、協働を図ること。

(3)　地域経済の好循環を創出すること。

(4)　地域の小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第５項に規定する小規模企業者をいう。）を中心に経営支援を行うこと。

(5)　創業支援を行い、雇用を創出すること。

(6)　地域ブランドの創出及び強化を図ること。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、社会経済情勢の変化に即応し、技術、サービスの向上及び競争力の強化を図るとともに、市民の需要に応じた商品又はサービスを提供することにより、市民生活の向上に寄与するものとする。

２　事業者は、自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、人材及び後継者の育成、地域からの雇用の促進並びに従業員の福利厚生の充実を図るものとする。

３　事業者は、経済団体に積極的に加入及び活動に参加し、自らの事業活動及び相互の成長発展に努めるものとする。

４　事業者は、市及び経済団体等が実施する商工業の振興に関する施策に協力するものとする。

５　事業者は、資材及び物品の調達、請負並びに必要な工事等の発注に当たっては、他の事業者への受注機会の提供に努めるものとする。

６　事業者は、自らの事業活動及び社会貢献活動を通じて、まちづくりへの参画に努めるものとする。

（経済団体の役割）

第６条　経済団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動、創業並びに事業承継を支援するものとする。

２　経済団体は、商工業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に進めるものとする。

３　経済団体は、事業者の支援並びに会員の加入促進及び交流に努めるものとする。

４　経済団体は、事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、市等が実施する商工業の振興施策に協力するものとする。

（金融機関の役割）

第７条　金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応並びに経営の向上及び改善に対する支援により、商工業の活性化に資するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第８条　市民は、商工業の振興が市民生活の向上とまちづくりの推進につながることについて理解を深め、商工業の振興のために各主体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（市の役割及び責務）

第９条　市は、商工業の振興のための施策及び計画を策定し、進行管理を行うものとする。

２　市は、都市基盤の整備を進め、商工業の振興を図るものとする。

３　市は、事業者及び経済団体に対し、事業者の経営の発達及び安定並びに勤労者の福利厚生のため、情報の提供、事業等への助言及び財政的な支援に努めるものとする。

４　市は、資材及び物品の調達、請負並びに必要な工事等の発注に当たっては、事業者への受注機会の提供に努めるものとする。

５　市は、商工業の振興施策を推進するため、国、他の地方公共団体、経済団体その他の関係機関との連携を図り、施策を講ずるものとする。

（基本計画）

第 10 条　市長は、商工業の振興に関する施策を実施するため、野洲市商工業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は、基本計画を策定するに当たっては、市の他の基本的な計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

３　基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1)　商工業の振興についての目標に関する事項

(2)　商工業の振興についての施策に関する事項

(3)　前２号に掲げるもののほか、商工業の振興に関する事項

４　市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第 12 条に規定する野洲市商工業振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）において調査、審議等をするものとする。

５　市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（基本計画に基づく施策の実施等）

第 11 条　市長は、基本計画に定める施策を実施するときは、前条第２項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。

２　市長は、基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、委員会で調査、審議等をすることができる。

（委員会の設置）

第 12 条　市長は、基本計画に係る事項について調査、審議等をするため、委員会を

置く。

（委員会の組織等）

第 13 条　委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　事業者の代表

(3)　経済団体の代表

(4)　金融機関の代表

(5)　市民の代表

(6)　市民活動団体の代表

(7)　市の職員

(8)　前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前２項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（他の条例との整合）

第 14 条　市は、この条例が市の商工業の振興に関する施策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、商工業の振興に関する事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

（委任）

第 15 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（野洲市附属機関設置条例の一部改正）

2　野洲市附属機関設置条例（平成 30 年野洲市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２市長の部に次のように加える。

野洲市商工業振興基本計画検討委員会	野洲市商工業振興基本条例（令和２年野洲市条例第３号）

野洲市商工業振興基本計画

野洲市環境経済部商工観光課
〒520-2395　滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
TEL　077-587-6008　FAX　077-587-3835
Email　syoukan@city.yasu.lg.jp